

【検討事項3-2. シールドトンネル到達部の施工方針について】

1. 支障物の存置状況（一部推定含む）

千里中央駅建設時の資料及びこれまでのトンネル北端部調査結果から、既設トンネル北端部に駅建設時に使用した土留めの存置が確認された。また既設トンネル側壁の突出は確認されなかった（図15）。

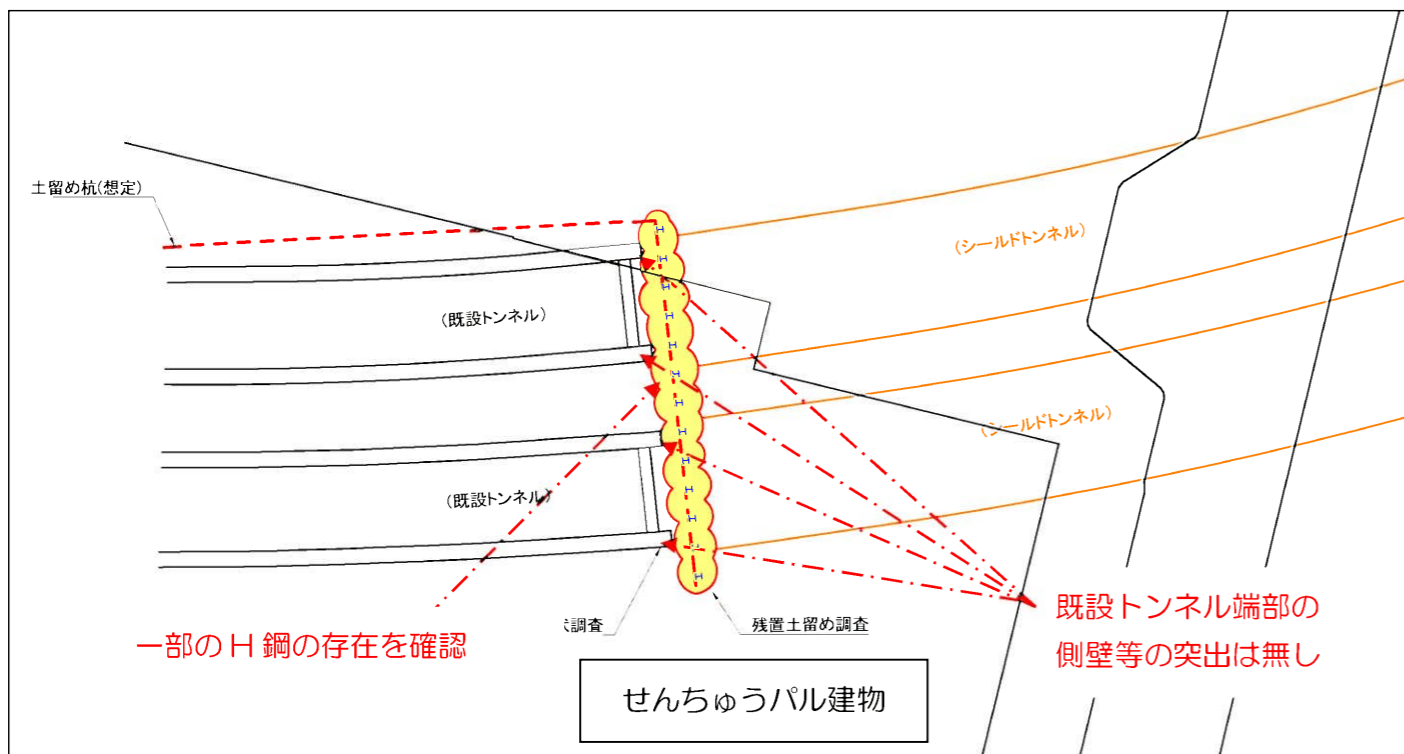


図15 支障物の存置状況

2. 施工方針

- ①上記支障物についてはシールドマシン到達までに可能な範囲で事前に撤去する方針とする。
- ②支障物の具体的な撤去方法については、今後地盤状況から確実性、安全性、経済性を十分考慮の上、決定する。
- ③シールドマシンについては、既設トンネルに支障となる側壁等の突起がないことから標準的なカッターヘッド形状とする。
- ④北行シールドマシンについては、既設トンネル到達前（中間立坑通過時）に切り羽前面に異物混入防止用の面版を設置する（図16）。

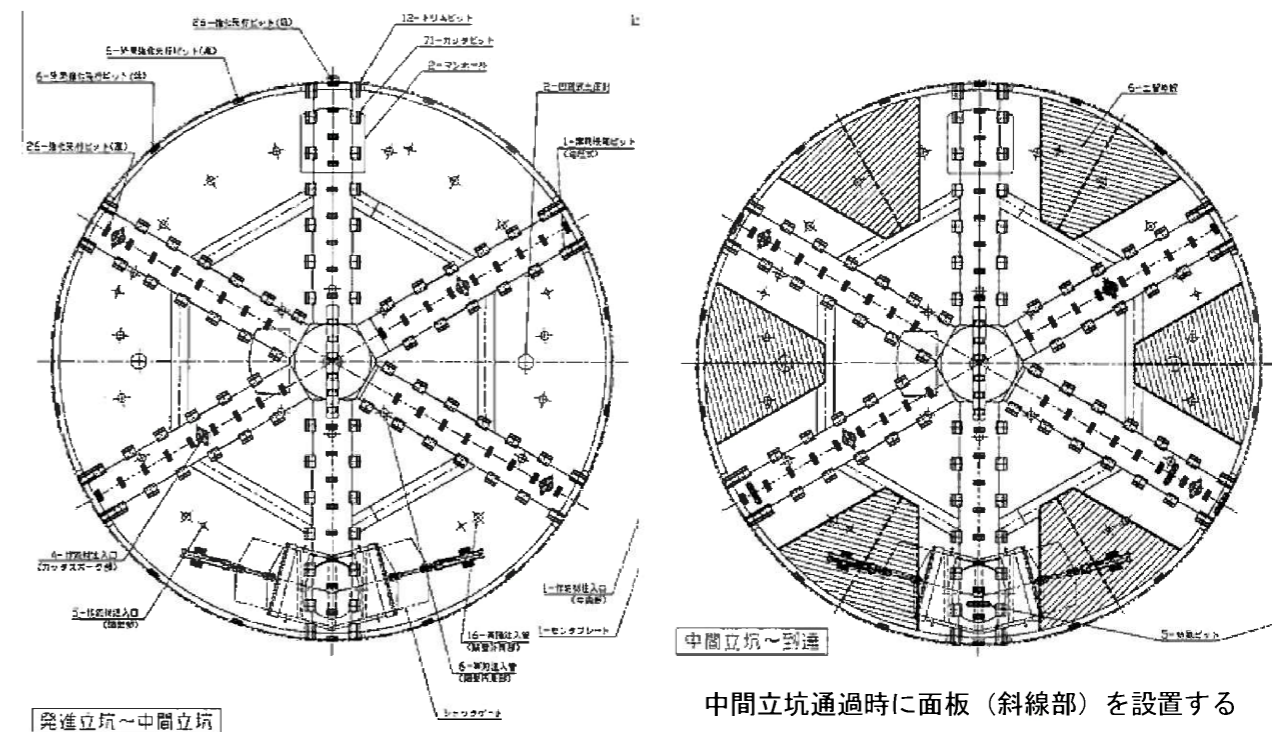


図16 シールドマシンの面版設置イメージ

以上